

## 不利益処分の処分基準（行政手続法）

担当部署:消防本部予防課 No.010

処 分 名	統括防災管理者を定めるべき旨の命令
処 分 の 概 要	統括防災管理者の選任義務のある建築物その他の工作物において、統括防災管理者が定められていないと認める場合には、権原を有する者に対し、統括防災管理者を定めるべきことを命ずることができます。
根拠法令等・条項	消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第36条第1項において準用する同法第8条の2第5項
処 分 基 準	◎統括防災管理者の選任義務のある建築物その他の工作物において、統括防災管理者が定められていないと認める場合は処分の対象となります。
設 定 年 月 日	平成26年4月1日
備 考	

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■消防法

第36条第1項 第8条から第8条の2の3までの規定は、火災以外の災害で政令で定めるものによる被害の軽減のため特に必要がある建築物その他の工作物として政令で定めるものについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれの同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。(略)